（密輸対策管理官）

第二百九十六条　神戸税関の監視部に、密輸対策管理官四人以内を、横浜税関の監視部に、密輸対策管理官三人以内を、東京税関の監視部に、密輸対策管理官二人以内を、函館税関、名古屋税関、大阪税関及び門司税関の監視部に、密輸対策管理官それぞれ一人を置く。

２　［略］

（麻薬探知管理官）

第二百九十七条　東京税関の監視部に、麻薬探知管理官八人以内を、大阪税関の監視部に、麻薬探知管理官二人以内を、名古屋税関の監視部に、麻薬探知管理官一人を置く。

［２・３　略］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官二百五十五人以内及び監視官三百八十八人以内を置く。

［２・３　略］

（税関訟務官）

第三百十六条　東京税関及び門司税関の業務部に、税関訟務官それぞれ二人以内を、横浜税関、名古屋税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、税関訟務官それぞれ一人を置く。

２　［略］

（関税鑑査官）

第三百十七条　東京税関の業務部に、関税鑑査官十六人以内を、横浜税関及び大阪税関の業務部に、関税鑑査官それぞれ八人以内を、名古屋税関の業務部に、関税鑑査官七人以内を、神戸税関の業務部に、関税鑑査官六人以内を、門司税関の業務部に、関税鑑査官二人以内を、函館税関及び長崎税関の業務部に、関税鑑査官それぞれ一人を置く。

［２・３　略］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官百六十人以内及び審査官二百四十人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官五十九人以内及び調査官百六人以内を置く。

［２・３　略］

（調査部に置く課等）

第三百二十四条　調査部に、次に掲げる課及び室を置く。

管理課

調査統計課

犯則調査センター室（東京税関に限る。）

国際情報センター室（東京税関に限る。）

情報分析室（東京税関に限る。）

情報管理室（函館税関及び長崎税関を除く。）

２　前項に掲げる課及び室のほか、調査部に統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官（東京税関に限る。）を置く。

（密輸対策管理官）

第二百九十六条　神戸税関の監視部に、密輸対策管理官四人以内を、横浜税関の監視部に、密輸対策管理官三人以内を、東京税関、名古屋税関、大阪税関及び門司税関の監視部に、密輸対策管理官それぞれ一人を置く。

２　［同上］

（麻薬探知管理官）

第二百九十七条　東京税関の監視部に、麻薬探知管理官七人以内を、名古屋税関及び大阪税関の監視部に、麻薬探知管理官それぞれ一人を置く。

［２・３　同上］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官二百四十人以内及び監視官四百二人以内を置く。

［２・３　同上］

（税関訟務官）

第三百十六条　東京税関の業務部に、税関訟務官二人以内を、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の業務部に、税関訟務官それぞれ一人を置く。

２　［同上］

（関税鑑査官）

第三百十七条　東京税関の業務部に、関税鑑査官十六人以内を、横浜税関及び大阪税関の業務部に、関税鑑査官それぞれ八人以内を、名古屋税関の業務部に、関税鑑査官七人以内を、神戸税関の業務部に、関税鑑査官六人以内を、函館税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、関税鑑査官それぞれ一人を置く。

［２・３　同上］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官百五十一人以内及び審査官二百三十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官五十七人以内及び調査官百三人以内を置く。

［２・３　同上］

（調査部に置く課等）

第三百二十四条　調査部に、次に掲げる課及び室を置く。

管理課

調査統計課

犯則調査センター室（東京税関に限る。）

国際情報センター室（東京税関に限る。）

情報分析室（東京税関に限る。）

情報管理室（函館税関及び長崎税関を除く。）

２　前項に掲げる課及び室のほか、調査部に統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官（長崎税関を除く。）及び総括情報管理官（東京税関に限る。）を置く。